

第20回多摩市自治推進委員会 要点記録

平成23年1月12日（水）18:00～20:20

多摩市役所3階 特別会議室

出席者：江尻委員長、磯崎副委員長、大木委員、金委員、益子委員、横倉委員

事務局：企画政策部長、企画課長、特命事項担当課長、企画調整担当主査、企画課主事

審議：提言書内容について（ヒアリング、分担部分について）

委員 調布市に先進事例の視察ということで事務局とともに委員3人が視察に行った。参考資料として視察内容が配付されているが、補足があればお願いしたい。

委員 多摩市より歴史が古いところだからこそできていること、多摩市のように新しく入ってきた市民が多いからこそできていることの2面があるように感じた。ただ、多摩市と同じ部分はほとんど感じられず、利用できる部分はあまりないかと思った。

委員 コミュニティ推進協力員が長年にわたって情熱を傾けていることに敬服した。二人とも地域活動に対するバランス感覚が優れている。コミュニティが何かを理解して活動しているという印象が強かった。コミュニティ推進員は、平成13年から19年まで6年間、2人で2年間、延べ6人が参加したものだたと認識している。当制度は多摩市でも採用したい。行政の発案によりプロジェクトチームができ、条例を作らずに要綱により、10箇所組織が出来ている。平成24年度までに残りの10箇所を設置したいとのことだった。10年で10箇所というと、のんびりした進捗のように感じるかもしれないが、これは多摩市でどのように進めていくかという参考になるかと思う。行政とコミュニティ推進員の役割は地域を束ねていくことではなく、横のつながりをつくることだと強調していたことが印象的だった。各地区に年間50万円出しているが、足りないという声があると言っていた。地域カルテという制度を導入することのだが、そのために市長が10地区すべてに説明に行っており、市長自らの旗振りが重要だと感じた。ただ、地域カルテの作成は10地区すべてで作成するのは難しいかもしれないと認識しているようで、無理をしないで地域カルテを導入したいという意識に共感した。地区協議会がある地域、ない地域があることで、別途自治会への連絡が必要なため二重手間になっており、情報伝達の漏れもあるということだった。市議会議員が運営委員にはなれても役員にはなれないという会則を定めているのは、古いコミュニティを考えた場合、考えておく必要がある問題だと思う。これは、議員だけに限らないことだと思う。地区協議会によっては委員間で対立が生じる地域が出ており、これはのっぴきならない事態で、行政と地域との間では意識の開きが感じられるところもある。社会福祉協議会と地区協議会の連携については、うまくいっていないように感じた。地域の「有力者」が仕切っているうちは本当の意味で地縁によるコミュニティの推進となっていないという言葉の意味は大きい。役員の適任者や会則は常に吟味することが重要だと思う。コミュニティ推進協力員が、まだ道半ばだが、一度原点に戻って改めてネットワーク作りをしていきたいと言っていたことが印象に残っている。

委員 推進員は男女一人ずつ出席しており、男性は退職をした時にちょうどコミュニティ

推進員の募集があったので参加したという方で、女性はPTAをやっているコミュニティ推進員になった方になる。

委員 推進員はどのような活動をしているのか。

事務局 地域で小学校区をエリアとした協議会がある。その中に入り、ネットワーク作りのためのコーディネーター役を担う。団体間の調整や行政と団体間との調整役になる。地域の中での課題の取りまとめ役や他の地域の課題の情報提供を行っている。

委員長 公募はコミュニティ推進員としてで、非常勤特別職で行政と一体となってフォローをした。役所の人よりも市民の人が言ったほうが伝わりやすく、理解も得やすいということでコミュニティ推進員として活動したとのことだった。今は無報酬のコミュニティ推進協力員として残っている。設置する前の段階で推進員制度を設けたのは調布市の特徴かと思う。

委員 行政の担当者も非常に助かったと言っていた。

委員 公募以外に団体の推薦でなった人もいた。

委員 自治連合会の推薦の人がいるとのことだった。

事務局 現状の仕組みは継続させて、地域の課題を解決するための予算提案権を行政側で検討している。現在補助金が50万円あるが、もう少し増やした形で予算提案権を付与したいと考えている。地域カルテは地域ごとに抱えている課題は違うので、それを可視化するために作成しようと試みている。

委員 報告書の第2章について検討していきたい。ここの部分は以前各委員がまとめたものを書き直していただいたものになる。変更した部分を中心にご発言をお願いしたい。

委員 コミュニティセンターの部分については、一部書き加えた部分はあるが、ほとんど変更はしていない。書き方をそろえる必要があるので、その部分については調整したい。

委員 青少年問題協議会の地区委員会について、6番の行政との関係については、文章化し、自治推進委員会で指摘を受けた部分や具体例を書き加えた。課題と要望については文章化するとわかりにくくなりそうなので、どうすれば良いか相談したい。

委員 自治連合会の活動内容について追記した。各自治会の人材の問題について中心に書いたが、こちらは前回とはあまり変わっていない。自治連は財政の部分は入っていない。自治連合会は項目立てが難しかった。

委員 項目立ては変更していない。5担い手の状況を小地域活動に絞って書いた。6の行政との関係で、社会福祉協議会は、民間の組織でありながら、行政の出先機動的に動いているところが多いと書いたが、ここまで書いて良いか迷った。7のサロン活動の部分を課題として挙げて良いかも迷ったところになる。

委員 ヒアリングのまとめ部分は、14回に事務局が表を作成したので、これを利用したい。これだけで見ると組織ごとにボリュームのばらつきがあるので、これを完成させたい。それぞれの組織についての課題が文章化されているので、これをまとめたい。課題の部分はまだ共通理解が得られていないので、ヒアリングのまとめの部分では、各団体の課題に共通の理解が得られた後、まとめたい。

委員 コミュニティ自治の必要性とコミュニティ自治の論点の部分が1章になる。次回作成したものを持ってきたい。

委員

2章のヒアリングでコミュニティ自治を推進するにあたっての課題が見えてきた。その後は新たな組織を作る際にどのような課題が出て、どのような組織を作るべきかという点について述べることになる。それぞれの担当部分に説明をいただき、議論していきたいと思う。

委員

組織について話す前に、地域の区分についても入れるべきかと思った。それを考えることで、組織についてどのようにするかも変わってくるかと思う。コミュニティに対する基本的な考え方ということで、私見の部分を読み上げると、少子高齢化がますます進み、多摩市もおそらく地域のありようは徐々に様変わりしていくものと思われる。こうした地域社会の構造の変化に対応するには、議会や行政の果たす役割も重要であり、それはそれで欠かすことのできないものである。しかし、人が地域のなかで生活をする上では、行政がどんなにお金をかけても為しえないものがあるのではないかと。地域社会で、人が人らしく生きていくために必要なものでありながら、行政が提供しないもの、あるいは上手に提供できないものが存在すると思われる。それは、きめ細かな、あるいは人が人として尊重されるようなセーフティーネットと言えるものかもしれないが、そうしたものや事柄については、地域社会のなかで最適な対応をしていく必要があるのではないかと。それらは、地域に住み暮らす住民や市民自らが担っていくことが必要なのではないか。そしてそこに、地域コミュニティが必要とされる本質的な意味があるのではないだろうか。多摩市のコミュニティには、何らかの仕掛けや組織が必要というのが委員会の一致した意見である。どのような組織が必要かという点については、「住民の誰でもが参加できる」、「多くの人に参加しやすい」、「随時発言できる」、「相談に行きやすい」「多くの意見を吸い上げることができる」「意見が出やすい」などがあり、まとめると垣根の低い、地域の誰もが立ち寄り、アクセスできる、開かれた場になる。前回までの委員の意見は2つにわかれている、①必要なときに既存の組織が緩やかに連携する形と、②地域委員会のようなしっかりした新しい組織にするかというものになる。前回までだと②に近いものだったかと思う。新しい組織をどのように位置づけるかについては、「意思決定機関なのか」、「協議だけする機関なのか」、「提案する機関なのか」、「アクションを起こして何かする機関なのか」、また「権限や財源を与える法制度的なものにするのか」「そこまで必要なくて役割としてつながっているものにするのか」、他に機関型にするのか、団体型にするのか等の意見が出た。留意事項として、新しい組織を作ると、また会議が増えるだけととらえられる恐れがある。既存組織の委員をしている人たちの負担がさらに増えないか。新しいものを作っても、(趣味の域を超えたくない) コミュニティセンターと同じようになるのではないかと。特に、若い世代や新住民のような新しい人材の発掘をどうするか。既にある組織の率下に入ることにならないか。行政から言われたことをそのまま行う単なるパイプ役で終わらないかという独立性の問題がある。新しい組織の位置づけとしての基準を立てた。一つは住民代表の厳密性、もう一つは市からの独立性の二つの基準の強弱で4つの分類ができる。A案は厳密性は弱く、独立性も弱い機関型で、地方自治法第138条の4第3項による執行機関の附属機関(諮問機関)として、条例で設置するもの。市長の諮問機関であり、その構成員は選挙ではなく、市長が任命することから、厳密な意味での住民代表性は有さない。B案は厳密性は強いが、独

立性は弱い（機関型）もので、法人格を持たない市の機関として、住民の直接選挙で選出したメンバーから成る（仮）地域委員会を置き、その議決が市に対して一定の拘束力を有することとする。厳密性は大きいですが、この方法を制度化するためには法律の制定または改正が必要になる。C案は厳密性は弱いが独立性は強い（団体型）もので、（仮）地域委員会を、当該地域の住民の大多数が実態として任意に構成員になっているとして（地域を基盤とする多様な団体からの推薦を受けた者や公募による住民を首長が任命することにより）、厳密な意味での住民代表性はないものの、首長が条例に基づき、認定（認証）を行うことによって、一定の住民代表性を認めるものになる。D案は厳密性が強く、独立性も強い（団体型）もので、自治体と同じく、当該地域の住民は自動的にその構成員となるような法人格を持つ団体として（仮）地域委員会を制度化する。選挙によって選出した代表から成る意思決定機関または住民総会を有する。その決定は、厳密な意味での住民代表性を有する。ただ、この方法を制度化するためには地方自治法の改正を行い、法上の特別地方公共団体とすることが必要である。新しい組織の位置づけとしては、事業を行わない組織にするか、事業を行う組織にするかでも分かれる。A案は（仮）地域委員会は事業を実施しないもので、さらに二つに分かれA-1で意思決定機関に特化し、事業は市が行うもの、A-2として各種地域活動団体をコーディネートする役割に特化するもの。これはコーディネーター役に徹するスタイルで、既存の地域団体の事業との重複問題がクリアできると思う。B案として（仮）地域委員会が事業を行なうものがある。こちらは3案あり、B-1として隙間的な事業に限定して実施し、町会・自治会をはじめ他の地域活動団体の実施しない、隙間的な事業に限定して実施するもの。B-2は、B-1の一つとも考えられるが、単位町会レベルでは実施しない事業に限定して実施するもの。例えば、コミュニティセンターレベルなど一定の広いエリアで対応する事業に限定して実施することになる。B-3として他の団体事業と重複しても良いから、（仮）地域委員会として事業を実施し、その中で（仮）地域委員会としての特色を獲得していくものがある。単体でやるより広域的で行うほうが効率的になる。C案はB案の変形になるが、地域別の計画策定を主たる事業とするもので、2つあり、C-1として行政が作成する地域別の計画策定への関与を事業とするもので、「地域別計画」策定を主たる事業とする。C-2はC-1の発展形だが、行政とは「別に」（仮）地域委員会独自に、まちの将来像や各種の計画等の策定を行い、適時、行政と協議・調整を行なうものとする。

委員

委員について資料を読み上げる。組織を運営し、動かしていくためには中心となる人物だけではなく、さまざまな関わり方を持つ複数の人材が必要である。理想は、まちに住むすべての人たちが、なんらかの役割を持ちながら住みやすい地域を作っていくことだが、現実には権利を主張するだけの人も多く、一部の人たちに負担がかかることになってしまう。しかし、第三者からは負担に見えることでも、当人にとっては、地域活動への参加、人と関わることの楽しみ、責任をもつことでの生きがいなど、前向きな捉え方をしながら、活動に関わる人もいる。こうした考えを持つ人たちが委員になることで、その地域の活性化につながると考えられるが、どのように発掘していけばよいのだろうか。委員の選任については、立候補、推薦、投票などの方法があるが、どの方法も一長一短である。また、委員はすべて個人の資格とするのか、既存

の団体の代表として関わってもらえるのかによっても選任方法は変わってくる。地域の既存団体をピックアップし、その団体から代表を送り込んでもらう場合には団体が推薦した人物をそのまま受けることになり、委員の選任はおこなわれない。一方、すべて一個人として委員を担ってもらえる場合には、前述したいずれかの方法で選任することになる。こうした団体か個人かではなく、団体も個人もというパターンも考えられる。既存の団体の力を地域コミュニティに生かすと同時に、団体には所属していないが、自分の暮らす地域のことが気になるし、関わってみたいという個人の思いや知識を受け入れることで新しいネットワークの構築につながるかもしれないだろうか。委員の役割分担として、委員長(会長)・副委員長(副会長)・会計・広報・渉外といった役員が考えられる。特に委員長(会長)は「名ばかり」とするのか「権限」を持たせるのか、あるいは全体をコーディネートする、いわゆる「調整役」とするのかによって人選は異なってくる。委員や役員の任期については、一期2年～3年とし、再任は妨げない、あるいは連続して何期までという規定をもつ場合が多い。役員交代が頻繁に行われることで安定した活動ができないという心配もあるが、長期にわたり変更がないことによって発生する弊害もある。今般、自治推進委員会でヒアリングをおこなった地域組織において、たびたび出てきたことばの一つが「世代交代」「若い人たちの参加」であった。また、就任期間の長い役員がいる組織では、なり手がいないという理由だけではなく、人柄によって長期間役職から離れられないという状況もあることがわかった。多くの人たちに関わりを持ってもらえるような組織にするためには、委員への参加を促すことは必要ではあるが、役員という組織の要となる人選については、地域の事情にあった柔軟なルールづくりが必要になってくるだろう。こうした委員への報酬についてだが、自分たちの住む町を自分たちで住みやすくしていくという考え方に立てば、当然無報酬である。ただ、「私たちはボランティアだから～」「私たちはお金をもらっているわけではないのに～」ということばもヒアリングの中でよく耳にした。自分が住む町とはいえども、自分だけが住んでいるわけではない。主張ばかりして行動しない住民もいる中で、プライベートな時間を使って地域のために汗を流していることにむなしさを感じることもある。また、楽しい行事への参加はするものの、運営する側に入って手伝おうとする人がなかなか増えていかない。しかし、こうした裏方に参加してこそ、地域に馴染むことができ、住みやすい環境を整えることができることをPRしていくことが大事である。お金には代えられない価値が地域のつながりの中にあることを伝える市民教育が必要であり、仕事や家庭の事情で裏方として参加することができない人たちが裏方の大切な役割を知ることにより、感謝したり、高く評価することにより、委員としても活動に対する満足度は高くなっていくと考えられる。また、裏方の活動を知ることにより、自分も関わりたい、やってみたいと思う人材が現れることも期待できる。委員たちの主張は「ただ働きではなく、報酬がほしい」ということではなく、自分たちの活動に関心を持ち、知ってもらいたいという思いではないかと察する。では、こうした委員の役割についてだれがPRし、市民教育をしていったらよいのだろうか。現在中心になって地域組織で活動している人たちの力だけでは到底困難である。地域に新しい仕掛けづくりをする際には、委員として関わることで、お金とは異なる大きな富が得られることを多摩市自身が積極的

に伝えることが必要であり、そうした基盤固めがされない限り、人材発掘はますます困難になるのではないかと思う。人材をどう求めるのかを中心として、その仕掛け作りを行政が積極的に働きかけるべきという視点で、これまでの委員会の中の委員の発言を参考にしながら書いた。

委員

報酬・選任方法について資料を読み上げる。地域委員会（仮称）を各地域にどのように、どういう形で導入していくのか。現在まで行政のヒアリングが進んでいる池田市型（ソフトランディング）と名古屋市型（首長の強力な指導によるハードランディング）等の先例を踏まえ、多摩市はどうすべきか。選任方式として委員候補者の選び方には、①立候補、②既設団体推薦、③①と②の折衷、がある。先発の既設団体が多くの実績を地域に残しているのも、また顔を見知った仲間を選ぶから①や②のどちらかにするというのには語弊があり、③の折衷が妥当かと考える。大切なのは、どのような比率にするのかということになる。また委員候補者を地域住民が信任投票するのか（会長候補を信任投票するのか）、ということを考えなくてはならない。既設団体が活動している地域に、屋上屋（おくじょうおく）を架す事は避ける必要がある。地域委員会は既コミュニティ活動間の情報共有化、調整、連帯を目指すものでなければならない。また地縁に根ざしたものだ、それとは別に従来のボスとか長（おさ）とか呼ばれる人が横滑りして委員、さらには会長に座るような事を排するしくみを工夫することも考えねばならない。そして若い人たちが委員になってくれる方策も大事になる。報酬については、完全にボランティアであると言う考え方から無償である、有償ボランティアの観点から有償である、と分かれる。基本は無償だが、事務局としての作業が多くなれば有償にしていかなければならない。例えばコミュニティセンターのインフラを利用でき、専従の事務作業が増加する段階で有償化することが望ましいと思う。有償の考え方の中には地域内雇用と言う考え方が加わる。コミュニティの原動力は当初住民同士の出会いやふれあいの場であるが、それが地域への奉仕、ボランティアへと変遷して行くのが極自然なのだが、私の周りではふれあいの場で終わっていて、その先に進まないのはなぜか。そこを解決できればコミュニティの組織作りについても良い案が出てくるのではないか。

委員

豊か過ぎるから、困っていないからというものもあると思う。

委員

報酬と費用弁償という考えがある。費用弁償はしても良いと思う。たとえば、民生委員は月5千円程度の手当ては出ており、他にも活動に関する活動費助成を受けることも可能である。報酬の他に手当てや費用弁償をどうするかを考えた方が良い。何らかの活動保障をしないと善意のみで、さらに金銭的支出を伴うのはどうかと思う。

委員

コミュニティセンターでは費用弁償は行方。

委員

自治会は出ない。神社の手伝いでは費用弁償と年間の報酬が役員手当てとして出た。

委員

うちの地域でも手当ては出る。

委員

その金銭がほしいため行方というのではないが、活動を保証するという面で、そのようなことは他の人が承認する範囲では良いと思う。

委員

中にはお金を受け取らない人もいて、そのようなルールになっているから受け取ってもらわないと困ると伝えることもある。

委員 ある種のみなしの金額で手当として出すことがあっても良いと思う。それを一律にするのか、コミュニティごとに決めるのかは別途考える必要はある。

委員 報酬や手当という、拒絶反応を示す人はいる。お金をもらわないからやっているという人がいて、もらったらやめると言う人も何人かに一人はいる。

委員 報酬として何らかの金銭を出す必要はないという点では認識は同じということで良いか。

委員 それは組織によるのではないか。

委員 公益法人の理事等で、理事会にのみ出る理事は無償だが、事務局に関係している理事は有償でやっている。事務局員的な役割を見て、その分の報酬として整理してはどうか。

委員 報酬の金額についての話になるが、コミュニティセンターで窓口業務を行っている人が12人ぐらいいる。週2～3日勤務だと月額4万～7万円ぐらいになる。子育てを終わった人のお小遣い程度の金額で、退職した人が報酬をもらいながら協力したいとなると10万円はほしいという声がある。

委員 この点は整理する必要がある。

委員 組織について資料を読み上げる。地域において無数の結びつきの糸を張り巡らし、誰もがその糸を手繰り寄せられるようなつながりをもてる、その中心となるような組織・仕組みが良い。地域という生活の場において、自主性と責任を自覚した個人・家族や地域団体を構成主体にして、地域としての共通目標を持つ、開放的でしかもお互いに信頼感のある組織という漠然としたものだが、具体的に何を行うかについて述べていきたい。まず、①地域の統合・代表機能と圧力団体機能（市に陳情する等）で、問題となるのは代表制の問題や地域住民の合意、地域問題の正確な把握をどうするかになる。②として地域生活の向上、公共的サービスの実行「地域諸団体との協力・協働」ということで、地域生活における共通課題への対応として、安全・安心、防犯・防災、交通安全、美化・清掃、もう一つ地域生活における個別課題への対応として、高齢者・介護者支援、育児・子育て支援、子どもの見守り、生活保護世帯問題などが出てくるが、プライバシー、個人情報保護の厚い壁があり、行政からの情報提供をどうするかの問題もある。地域の親睦・交流の促進として住民相互の連絡、文化・スポーツ・レクリエーション活動が挙げられる。3つめとしては、行政補助機能として、広報など各種行政連絡の伝達、募金が挙げられる。以上のように考えると他組織・団体との連携・協働が大切になる。特に自治会・町会活動と重なるところが多く、役割の明確化が必要。そして、参加することへのインセンティブと、参加しない自由、参加しないことでの不利益防止をどうするか。個人の生活の向上を求めるだけでなく、地域や社会全体の発展を目指す中で、自らの生活の質を高めていくと言う新しい価値観を地域に作り上げ根付かせていくには時間が掛かるが、それがやりがいになるかとも思う。広くみんなに参加してもらうのは難しいというのが心配であり、実感もしている。

委員 調布市の地区協議会は防犯、地区防災などについて実施していた。

委員 消防団が中心となって力となっているという話もあった。

- 委員 多摩市の消防団員は不足していて、一度なるとやめられない。消防団員の募集もこのような組織でできれば良いと思う。
- 委員 調布市は消防団長になるとやめなくてはいけないことになっており、若い人がOBになることがあり、OB組織がしっかりしている。
- 委員 団長になるのが40代ということで、若いという印象があった。
- 委員 地域によって担い手はそれぞれ異なっており、多摩市でもそのようになる可能性がある。
- 委員 自治会の防災訓練では、地区の消防団に来てもらっていろいろやってもらったことはある。
- 委員 団体型で独立していて、厳密性は弱いC1のタイプになるかと思う。事業はB案を含めたものになる。役割は以下の4つと考えている。①コミュニティの問題を自ら解決していき事業を行う問題解決機能、②コミュニティに関する事項について自ら合意を形成し決定する意思形成機能、③市政等に対して提言を通じてコミュニティ意思を反映させる意見反映機能、④コミュニティの人間関係を維持し親睦を深めるコミュニティ形成機能。活動を調整するコーディネート機能はこの4つの中に入っていないが、①、②などに付随するかもしれない。業務については、①コミュニティの課題を発見し、市民協働によって問題解決に取り組むという自ら取り組みの主体であるというもの。②市の行政計画、条例等（総合計画への参加、地域福祉計画への参加、まちづくり条例）の意思決定に対して、コミュニティを代表して意見を述べ、または提案を行うこと。③市の予算のうちコミュニティに密接に関係する事業（コミュニティ事業）について、自ら提案し、意見を述べ、または自ら執行すること。意見を必ず聞かなくてはいけないことを義務付けて話を聞くようにすると良いと思う。④は親睦の部分になる。財政運営については、①は枠配分でコミュニティ事業枠として300万円ということで、市長の査定とは言いつつも、それを尊重することになる。②は大規模なハード整備を伴うような、長期的な事業はコミュニティから提案して、一件審査により事業化を認めるもの。①はあまねく配付するが、②は提案して認められればできるものになる。③の運営費補助は運営費措置で手当て等で必要かと思う。
- 委員 調布市のコミュニティ推進員は、ある程度の専門性が必要かと思う。推進員としての役割を果たすための調布市の支援や個人的な資質を持っていたのか。
- 事務局 公募をしたときに行政の情報提供、講習会を行って地域について勉強したという話だった。
- 委員 本人がもともと資質を持っていたのも大きいと思う。このような制度を持っている自治体は他にあるのか。池田市や名古屋市はなかったのか。
- 事務局 名古屋市は学区連絡協議会から選ばれた人になる。長年にわたって地域を担ってきた団体なので、それで資質は担保されることになる。池田市でもそのような制度はなかった。ただ、担い手不足が予測されるので連続6回講座を設けて人材育成をする取り組みをはじめた。地方自治法で定められている地域自治区は事務所の設置義務がある。上越市は法律上の地域自治区でうまくやっているということを知っており、事務局が推進員のような役割を担っているようである。そのような自治体の方が多いのではないか。

- 委員 コミュニティ推進員という制度によって地区協議会がうまくいっているのか、それとも推進員個々人の資質の問題なのか。もちろん、両方あるかもしれないが、制度がうまくいっているため、地区協議会が成り立っているという仮定にたてば、それを多摩市に導入することも有効かもしれない。
- 委員 どうしてコミュニティ推進員という制度を設けたのかというところはもう少し話を聞きたかった。
- 事務局 地域コミュニティの希薄さを行政の中で認識されていて、行われることになったのだと思う。
- 委員 導入のための過渡的措置として行政の中で期限を定めて行っていたのではないかと思う。
- 委員 コミュニティ推進員は地域に限定されるものではなく、全市的に行われるものか。
- 委員 属している地域はあるが、全市的にも見ている。協議会が立ち上がってある程度できていくところへ行く必要はなく、新たに設置する地域などに力を入れていくことになる。
- 委員 設立のときはどのような団体に声をかけているのか。
- 事務局 地域の団体に声をかけているが、自治会が多いとのことだった。ただ、自治会は役員が1年ごとに役員が変更になるので消防団に協力を求めた地域もある。社会福祉協議会との意見交換の中で生活福祉課長が述べていたのが、専門的なコーディネーターがいないと会議のセッティングだけでは解決策や情報が無い人が集まっても解決できず、それを助けられる人が必要だという話をしていたかと思う。
- 委員 このままだとある地区では社会福祉協議会のコーディネーターと市のコーディネーターの両方が出てきて、言い争うということも想定される。
- 委員 コーディネーターをどこから見つけるかという問題になる。調布市は推進員の制度を使ったということだと思う。
- 委員 第3章に「コーディネーターの重要性について」を委員の部分か事務局の部分かに入れる必要がある。
- 委員 2月25日の市長との意見交換の時に社会福祉協議会との関係についてどのように考えるか聞いても良いのではないか。
- 委員 調布市の社会福祉協議会としては、考える部分もあるようだった。調布市は担当の職員が10年ぐらい担当しており、その力も大きいようだった。
- 委員 住民の目線では担うのは社会福祉協議会でも市でも良い。社会福祉協議会との関係はどこかで整理する必要がある。
- 委員 社会福祉協議会の意見、市の意見はわかるが、住民の意見を聞いてみたいというのはある。職員の地域担当制についてはどうか。
- 委員 調布市では、会議に出席する職員はいるが出た話を持ち帰って調整しているようだった。行政の人がいると便利なので、来なくても良いという人もいる。絶対に来てほしいという人もいる。
- 委員 事務局について資料を読み上げたい。自治コミュニティを進めるために、何かの仕掛けまたは組織が必要であることは委員会の共通の認識とできた。しかし、どの程度の地域を一地域とするか、どこのどんな組織をつくるのか、または、どんな組織を連

携わせるのか、決めきれていない。ただ、既存の組織の在り方を否定したり、阻害したりする組織ではないこと、また、より一層良い住民自治を進めるために意見の出やすい組織であること、意見の出やすいようにするために多世代・多組織が関われるような配慮が必要であることも共通の認識とできた。これをどう結び付け、役割・意見をコーディネートしていくのかについては、「事務局」は欠かせないし、必要であることに異論はなかった。これからは、要点記録の中から事務局の話をまとめたものになる。拠点について、市内11館構想、行政主導でつくられている(未完あり)コミュニティセンターはハード・ソフト共に満たされている存在であること、包括範囲としては一館当たり14,000人弱であること(現在は15,000人程度、本来は顔の見える・存在のわかりあえる包括人数であることが望ましいという意見もあるが)、現在その存在が地域住民に認知されていること、を考えると拠点として妥当であろう。ただ、あくまで建物として妥当だという意味である。担い手について、現在のコミュニティセンターの設立趣旨には「地域問題解決型コミュニティを作ってください」とのアドバイスがあるが、実際にはその機能はないし、前向きな取り組みも期待するのは難しいのが実情である。住民自治を進めるにあたっては、地域の多世代・多組織の意見を吸い上げ、横の連携をとらせること、内容を振り分けること、などの仕事内容を考えると事務局としては行政の存在が必要である。市民からの問題提起も必要な中で、行政が事務局に当たることは「上から降ってきた」感がでる心配もあるが、行政事務局担当以外にも実務的担当者を市民からも採用配置するなど、有償雇用することで地域雇用の促進にもつなげられるのではないかと期待できる。また、事務局としての存在だけでなく、コミュニティセンター担当部署に「地域担当」を置く、という考え方もあり、これは既存の組織連携を強化する形での対応といえる。いずれにしても、今の多摩市民の自治推進には、事務局としての行政の存在は“まだ”必要である。

委員 3章をもう一度まとめなおしたうえで、4章を作成していきたい。2章については言葉を合わせて、課題を整理してまとめたい。3章は議論をしなくてはいけない項目が出ていますので、そこをどうまとめるかが難点かと思う。

委員 3章で論点が記載されるので、それを踏まえて多摩市ではどうあるべきかをそれぞれの項目について検討していくことになる。1つのテーマを二人で分担しているところは整理して、資料を作成していただく必要がある。そして、各項目について個人的提案をそれぞれのみなさんに書いてきていただきたい。

委員 各項目で出てきたものをまとめて、各自が3章内で多摩市ではという部分を記載し、そこから4章で提言にすることにしたい。

委員 そうすると、各委員が担当部分について、多摩市でどうすべきかというのを各委員が作って次回持ち寄ることになる。

委員 コミュニティの区域については、章立てとしては組織の前に入れる。

委員 この件についてはコミュニティセンターが適しているのではというある程度の合意があった。

委員 それぞれに提言を出してもらい、それについて次回議論を行う。次回は2月7日になる。会議録の確認はこれでよろしいか。それでは、これにて閉会とする。